

5 介護保険サービスの種類

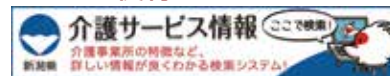
要支援の認定を受けた人は、**要支援1・2** のマークのついた介護予防サービス、要介護の認定を受けた人は、**要介護1～5** のマークのついた介護サービスを利用することができます。

「地域密着型サービス」をご存じですか？

地域密着型サービスは、要介護状態になっても自宅や地域で生活し続けることを目的とした介護サービスです。長岡市民のみ利用できます。

小規模で家庭的な雰囲気のもと認知症の利用者に専門的なケアを提供するサービスや、介護と看護が連携した24時間365日対応可能なサービスなどがあります。**詳細は★印のサービスをご確認ください。**

介護保険サービス事業所の検索はこちらが便利！



在宅の人のためのサービス

●自宅で受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5

ホームヘルパーから自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

※生活援助サービスは、同居家族がいる場合、一部制限があります。詳しくは、担当ケアマネジャーにご確認ください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ★

要介護1～5

定期的な巡回訪問と緊急時に随時の訪問介護や訪問看護サービスを受けます。

夜間対応型訪問介護 ★

要介護1～5

夜間に定期的に巡回する訪問介護に加えて、必要時（夜間）に随時、訪問介護を受けます。

訪問入浴介護

要介護1～5

要支援1・2

自宅を移動入浴車で訪問してもらい、入浴の介助を受けます。

訪問看護

要介護1～5

要支援1・2

看護師などから自宅を訪問してもらい、療養上の世話や病状の観察、床ずれの手当てなどを受けます。

居宅療養管理指導

要介護1～5

要支援1・2

自宅を訪問してもらい、療養指導を受けます。

訪問リハビリテーション

要介護1～5

要支援1・2

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から自宅を訪問してもらい、短期・集中的なリハビリを受けます。

●日帰りで施設に通うサービス

通所介護（デイサービス）

要介護1～5

利用定員が19人以上のデイサービスセンターに通って、サービスを受けます。

地域密着型通所介護（デイサービス）★

要介護1～5

利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターに通って、サービスを受けます。

通所リハビリテーション（デイケア）

要介護1～5

要支援1・2

介護老人保健施設や病院に通って、リハビリなどのサービスを受けます。

認知症対応型通所介護（デイホーム）★

要介護1～5

要支援1・2

認知症状の進行を緩和するため、その特性に配慮したサービスを受けます。

●在宅環境を整えるためのサービス

福祉用具の貸与

要介護1～5

要支援1・2

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

対象となる福祉用具	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
①車いす(車いす付属品を含む) ②特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ③床ずれ防止用具 ④体位変換器 ⑤認知症老人徘徊感知機器 ⑥移動用リフト(つり具の部分を除く)	—	●	●
⑦自動排泄処理装置	▲	▲	●
⑧手すり(工事をとまなわないもの) ⑨スロープ(工事をとまなわないもの) ⑩歩行器 ⑪歩行補助つえ	●	●	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません —：原則として利用できません

⑨～⑪の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

福祉用具購入費の支給

要介護1～5

要支援1・2

対象の福祉用具を購入した場合、費用の9割～7割が支給されます。

利用できる限度額は、年度ごとに10万円です。

※都道府県が指定した特定福祉用具販売事業者から購入したものに限りです。

〈購入する前にケアマネジャーなどにご相談ください〉

対象となる福祉用具
①腰掛便座(水洗式ポータブルトイレを含む) ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具 ⑥排泄予測支援機器 ⑦固定用スロープ ⑧歩行器(歩行車を除く) ⑨単点杖(松葉杖を除く) ⑩多点杖

住宅改修費の支給

要介護1～5

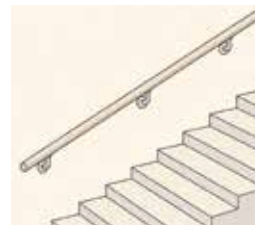
要支援1・2

次の住宅改修を行った場合、費用の9割～7割が支給されます。

利用できる限度額は、1人につき20万円です。

※工事着工前に市へ事前申請を行い、工事内容の確認を受ける必要があります。

対象となる改修
①手すりの取り付け ②段差の解消(通路等の傾斜の解消を含む) ③床材の変更(フローリングへの変更工事、屋外コンクリート舗装を含む) ④扉の取替え(引き戸などへの変更、ドアノブの交換を含む) ⑤和式便器から洋式便器などへの取替え(便器の位置・向きの変更を含む)



住宅改造費の補助 (※長岡市が行う介護保険以外のサービス)

住宅改修の限度額の超過分、通路や出入口の幅の拡張、階段昇降機の設定などの住宅改造経費の一部を補助します。(上記の介護保険の住宅改修費の支給と併用できます。世帯で1回限りの補助です。)

※工事着工前に市へ申請が必要です。

対 象 者：要支援、要介護の人が居住する世帯で、家族全員の前年の収入合計額が600万円未満であること

補助金額：〈生活保護世帯〉30万円を上限に10/10を補助

〈所得税非課税世帯〉30万円の3/4を上限に補助

〈所得税課税世帯〉30万円の1/2を上限に補助

●施設に短期間泊まるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護1～5

要支援1・2

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、サービスを受けます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護1～5

要支援1・2

介護老人保健施設などに短期間宿泊して、医学的管理のもとにサービスを受けます。

●さまざまなサービスを組み合わせて利用するサービス

小規模多機能型居宅介護 ★

要介護1～5

要支援1・2

1つの事業所で「通い」、「泊まり」及び「訪問」を柔軟に利用でき、なじみの職員から24時間365日の在宅生活を支える様々なサービスを受けます。

看護小規模多機能型居宅介護 ★

要介護1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによる、介護と看護の一体的なサービスを受けます。

●住まいを移して受けるサービス

特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）

要介護1～5

要支援1・2

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどで、サービスを受けます。

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模な有料老人ホームなど） ★

要介護1～5

定員が29人以下の小規模な施設で、サービスを受けます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ★

要介護1～5

要支援2

認知症の人が日常生活の介助を受けながら、家庭的な雰囲気の中、9人以下の共同生活を送ります。

施設に入所するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3～5 ※

地域密着型介護老人福祉施設（小規模な特別養護老人ホーム） ★

要介護3～5 ※

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所し、介護を受けながら生活する施設です。

「地域密着型介護老人福祉施設」は、定員が29人以下の小規模な施設です。

※要介護1・2の人で、在宅での生活が著しく困難な場合は、特例として入所ができる場合があります。各施設にご相談ください。

介護老人保健施設

要介護1～5

在宅復帰を目的とした施設で、医学的な管理のもとで、介護や看護を受ける施設です。

介護医療院

要介護1～5

主に長期にわたり療養が必要な人のための施設で、医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

介護サービス事業者との契約について

介護サービスを利用する際は、事業者と契約を結びます。安心してサービスを利用するため、次の点にご注意ください。

- 内容の確認
サービス内容や利用料について説明を受け、不明な点をご確認ください。
- 費用の確認
自己負担のほか、食費や日常生活費などが必要な場合がありますので、あらかじめご確認ください。
- 契約条件の確認
契約期間や解約方法などの条件を事前にご確認ください。
- 相談
ケアマネジャー等と相談し、ご自身に合った事業者をお選びください。